

助け合い活動でどこまで家事支援や身体介助ができるか

提言

自分の生活のためにしている行為は、
人の生活を支えるためにもできます。

登壇者

【進行役】	堀田 力	(公財) さわやか福祉財団会長
	田中 雅子氏	前(一社) 富山県介護福祉士会会長 / (社福) 富山県社会福祉協議会富山県福祉カレッジ教授
	秋山 正子氏	暮らしの保健室長、(認定特非) マギーズ東京センター長
	谷 仙一郎氏	(特非) 元気な仲間代表理事
	阿部 かおり氏	(特非) たすけ愛京築統括理事

議事要旨 堀田 力

パネリストは、助け合いを主にプロのサービスも行っている阿部さん、谷さんと、プロを主に助け合いも活用する立場の秋山さん、田中さんという構成であった。

●まず「助け合いによる生活支援のメリット」としては、「困った時はお互いさまの精神」(田中さん)、「ニーズに細やかに添う支援」(秋山さん)、「困っている人の気持ちでやる」(谷さん)、「ありがとう。あなたにやってもらってよかったという気持ちになる」(阿部さん)など、精神的交流が強調された。

●次に「助け合いを行うにあたってプロとの連携」については、全員が必要とした。「対象者がどう生きるのがよいかの視点」(阿部さん)を共有して、「顔と顔の見える関係」(秋山さん)、あるいは「対等な関係」(谷さん)で話し合い、「客観的、専門的な判断と精神面、人間面からの判断をすり合わせる」(田中さん)ことが必要とされた。進行役は「話し合いには本人や家族の参加が望まれる」と述べた。

●以上の討議を前提として、「助け合いで身体介助や家事援助はどこまでやれるか」という本題の議論に入った。

田中さんから、田中さん、秋山さんもメンバーだった研究会(平成28、29年さわやか福祉財団主催)の結論が紹介され、その考え方でよいと発言された。その骨子は、「身体に触れない家事援助などは、自立した生活人が日

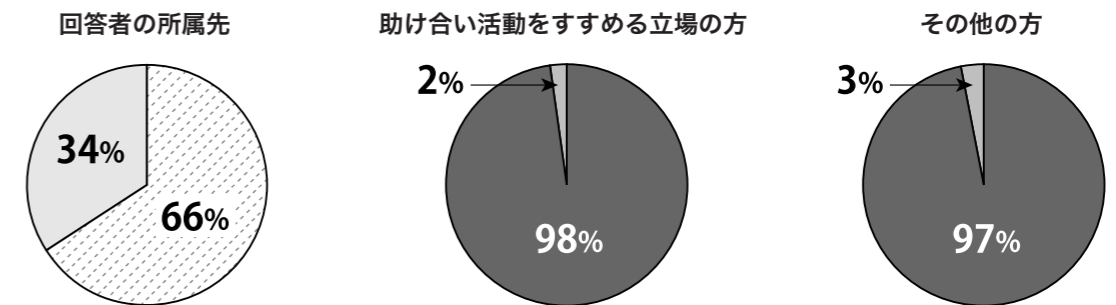
常行っているから、原則として助け合いでできる。一方、身体に触れる身体介助は、日常行う行為でないから、プロが行うのが原則。ただし対象者が身体を自発的に動かせる範囲が広く、かつ、協力的である時は、助け合いでも可能」というものである。秋山さんも、「近くに専門家がいていざという時助けられることが望ましい」としながらこの骨子の考え方に賛同された。

●阿部さんからは、「平素助け合いをしていると身体に触らざるをえないことがある。家族は、身体と心は一体という感覚で、必要な時は身体に触る支援もしており、私たちも同じ感覚」との意見が出され、谷さんも実務で「ヘルパーさん待ってられへん。早う病院連れてって」と言われ身体を支えて病院に行ったり、入浴の際、頭を洗ったりしていると語った。これらの事案は、対象者が協力的な例であろう。

●助け合いで生活支援を行う時も基本の研修は必要とされた。研修内容は、プロになるための基礎的事項ではなく、対象者との信頼関係の構築を基本とした、企業OBも楽しくやる気になる内容のものがよいとされた。

●提言は、以上の議論からまとめられたが、最後に秋山さんから、「困っている人が助けてという発信をすることが重要」という発言があり、阿部さんの音頭で会場全員が「助けて」と大声をあげる練習をして閉会となった。

アンケートの結果 参加者概数: 134名 回答者数: 86名



■ 寄せられた声から

- 身体介護の条件を出していただいていることは良いことです。25年間やっています。
- 阿部さんの話おもしろかった。会場から質問をとってほしい。冊子、参考になります。ありがとうございます。